

[事案 2023-164] 年金支払開始日変更等請求

・令和6年7月12日 裁定終了

<事案の概要>

年金支払開始日の繰下げ等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年9月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、年金支払開始日の繰下げおよび保険料払込期間の延長を可能にしてほしい。

- (1)本契約の約款には、年金支払開始日および保険料払込期間は、会社の定めるところにより変更ができると規定されているが、契約者に示していない社内規定をもって変更を承諾しないことは片務的に過ぎる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款によれば、年金支払開始日および保険料払込期間の変更は、当社の判断に委ねられている。
- (2)約款に、「会社の承諾を得て、会社の定めるところにより」行くと定められている以上、当社の判断に委ねられていることを知ることができ、契約者に対して不意打ちになることもない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金支払開始日の繰下げや保険料払込期間の延長の相談に対しての保険会社の対応状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。